

秩父市 公園施設長寿命化計画

令和6年7月

秩父市 地域整備部 まちづくり公園課

1. 都市公園整備状況

(2024 年 3 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
6	31.42 ha	5.45 m ²

2. 計画期間（西暦）〔 2024 年度～ 2033 年度（ 10 箇年）〕

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
3	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	6

②選定理由

計画の対象公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園（公園または緑地）」である6公園とする。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
621	35	121	47	115	51	65

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
1481	0	178	2,714

②これまでの維持管理状況

秩父市では、日々の維持管理として、長寿命化計画対象公園施設（建築物、遊戯施設、その他公園施設等）の維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。都市公園6公園のうち、1公園を環境部聖地公園管理事務所が管理し、残り5公園をまちづくり公園課が管理している。（まちづくり公園課管理の5公園のうち、1公園は賃貸や管理委託を行いながら管理している。）

公園施設のうち遊戯施設は、維持保全に加え、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）及び「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S：2014」（（一社）日本公園施設業協会）に基づき毎年1回の安全点検を実施している。また、毎月1回日常点検を行っている。

この安全点検により危険箇所等が発見された場合、緊急度の高い施設から順次修繕・補修を行っている。

③選定理由

計画対象公園は、経過年数が30年を超える公園施設が9割以上を占めており、劣化・損傷が著しい施設が見受けられる。

本市では、劣化の著しい施設を中心に更新を実施してきたが、事業費が拡大し、十分に維持保全できていない状況にあることから、施設利用の安全性及び快適性の確保のために、劣化・損傷の著しいそれらの公園施設を対象とした長寿命化計画の策定を行うこととした。

計画の検討に際しては、少子高齢化の進行等の社会情勢の変化に伴う公園利用形態の変化等を考慮し、メリハリのあるストックマネジメントの導入を念頭に、老朽化し機能維持が困難になりつつある施設を中心に修繕・更新を進めるものとする。

計画対象公園施設については、公園施設の長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの縮減を実現する。また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持する。

計画対象公園施設は令和5年度に調査を実施した2714施設とする。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、2023年12月から2024年2月までの期間に実施した。
健全度調査対象は112施設であり、施設種別毎の点検調査方法及び点検結果は以下のとおりである。

1 一般施設、土木構造物、建築物

「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（国土交通省）に則り、健全度調査を実施した。健全度調査は、予防保全型管理及び予防保全型管理の候補とした41施設を対象に実施した。

2 遊具等

調査対象の遊具47施設については、「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S：2014」に規定する点検マニュアルに則り、年1回の安全点検を実施した。

3 各種設備

調査対象の各種設備は24施設であり、法定点検が義務付けられている設備については、定期的な点検を実施した。

表 健全度を把握するための点検調査結果 (施設)

施設種別	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 (7)	0	0	7	0	
c. 土木構造物 (3)	0	0	2	1	
d. 建築物 (31)	0	13	18	0	
b. 遊具等 (47)	10	7	28	2	
e. 各種設備 (24)	0	2	18	4	

点検調査の結果、更新や補修等の対策が必要なC、D判定施設は、健全度調査施設の71.5%（80施設）であった。

6. 対策の優先順位の考え方

健全度判定に基づき、施設の修繕・補修もしくは更新の優先度に関する緊急度判定を行った。判定の際には、経過年数、規模、安全性や利用頻度等、施設の機能特性や重要度に配慮した。

健全度Cの施設は基本的に緊急度「中」としたが、劣化状況がB判定相当でバリアフリー対応ができていないために健全度Cにした施設は、緊急度「低」とした。健全度Dの施設は緊急度「高」に、健全度A、Bの施設は緊急度「低」とした。

表 健全度調査対象施設の緊急度判定 (施設)

施設種別	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (7)	0	7	0
c. 土木構造物 (3)	1	2	0
d. 建築物 (31)	0	12	19
b. 遊具等 (47)	2	28	17
e. 各種設備 (24)	4	18	2

7. 対策内容と実施時期

① 日常的な維持管理に関する基本的方針

施設の維持管理手法（体制・点検方法・頻度・判断基準）は以下のように行う。
 <体制>まちづくり公園課、環境部聖地公園管理事務所が、賃貸契約者や管理委託者とともに実施する。

<点検方法>清掃・保守活動を通じて公園施設の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷状況を把握する。公園施設の異常が発見された場合は、必要に応じて応急的な措置の実施、あるいは使用を禁止し事故等を未然に予防するなどの対策を講じる。遊具は専門業者に委託して、必要に応じて修繕・補修を実施する。

<頻度>日常点検は毎月1回実施し、遊具の点検は年1回実施する。

<判断基準>予防保全型管理施設は、できるだけ健全度がB判定の時点において適切な対策の実施を基本とし、事後保全型管理施設は、健全度Cに相当する程度になった時点で施設の更新を検討する。

a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物

- 一般施設、土木構造物及び建築物については、これらを構成する部材・資材が多岐に渡ることから、特に主要構造材の耐久性、耐候性、強度及び経済性等に関する情報の把握・確認に努める。
- 施設の日常点検で重度の劣化や損傷を把握し、使用の継続が危険と判断された場合は使用禁止の措置を行うと同時に当該施設の健全度調査を実施し、施設の補修もしくは更新を確定づけた上で必要な措置を行う。

b. 遊具等

- 公園施設の中で、特に安全性の確保が求められる遊具等の修繕・補修は、日常点検及び年1回有資格者により実施される安全点検の結果を基に、施設の劣化及び損傷を把握し、安全基準に照らして必要な対策を実施する。
- 遊具の消耗部材等はJPFAで交換頻度の目安が示されていることから、交換時期が近づいてきた時は、該当箇所の劣化・損傷を注視して点検する。消耗部材の交換は、指針案により修繕に該当するとされており、日常的な維持保全に含むものとする。また、施設の日常点検で重度の劣化や損傷を把握し、使用の継続が危険と判断された場合は使用禁止の措置を行う。

e. 各種設備

- 消防法や電気事業法などの関係法で定める実施頻度と有資格者により、定期点検を健全度調査として実施し、修繕・補修が必要な場合は部品の取替など適切な措置を専門業者に委託する。

②公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設

- ・ 事後保全型管理あるいは予防保全型管理の類型は、指針案の参考表に示された施設別の規模・仕様による分類によることを基本とし、予防保全型管理候補とした施設については、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。
- ・ 使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2.4倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.8倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1.2倍を基本とし、指針案の補正表により確定する。
- ・ 定期的な安全点検や法定点検を行う遊具や設備以外の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・ 補修などによる施設の延命化の実施時期は、できるだけ健全度がB判定の時点において適切な対策の実施を基本とする。
- ・ 点検により異常が確認された場合の連絡体制は、利用者への被害が及ばないよう安全措置を行ったうえで、日常点検などの現場作業人から施設の所管課への連絡手順を基本とする。所管課は、異常内容を確認の上、専門業者へ依頼し部品の取替えや欠損部の修繕等、措置方法の聞き取りを行ったうえで対応方法を決めていく。

a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物等

- ・ 各施設の構造形式及び主要構造物材を把握しておき、点検においては、特にこれらについて劣化・損傷状況を確認する。
- ・ 延命化のための補修は、主要構造物材等の部材・資材により対策内容及び実施時期が異なるので、施設別、部材・資材別に補修内容を明確にしておく。
- ・ 日常的な巡視・点検のほか、5年に1回以上の健全度調査を実施して施設の劣化・損傷状況を確認する。

b. 遊具等、e. 各種設備

- ・ 定期的な安全点検では、点検項目が規定されているので、点検報告書により劣化及び損傷箇所やその内容・程度を把握する。
- ・ 点検で施設の劣化や損傷が報告された場合、必要な補修や消耗材の交換等を行うほか、施設の継続的な利用が危険と判断された時は使用禁止の措置を行う。
- ・ 定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修もしくは更新を長寿命化計画に位置づけた上で必要な措置を行う。

2. 事後保全型に類型した施設

- ・ 今後の長寿命化計画の見直しや事業実施の優先順位の検討に資するよう、維持保全（清掃・保守・修繕）や日常点検を通して施設機能の維持と安全性を確認し、既往計画と乖離が生じた場合は、計画の見直しを行う。
- ・ 使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.5倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1倍を基本とし、指針案の補正表により確定する。
- ・ 消耗材の交換は、指針案では日常の維持保全に含むとしているので、これらの施設については、消耗材の交換頻度を把握しておき、日常点検における劣化・損傷状況に応じて適宜交換する。
- ・ 日常点検で著しい劣化や損傷、施設機能の喪失を把握した場合、すなわち健全度Cに相当する程度になった時点で施設の更新を検討する。
- ・ 点検により異常が確認された場合の連絡体制は、予防保全型管理施設と同様とする。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など

本計画においては、予防保全型管理を行う主な公園施設について健全度判定を行い、各施設ごとにその劣化や損傷状況により、施設の補修、更新の必要性を総合判定（A～D）で示した。

その内C・D判定となったものについて、その優先度・更新費用等の要素を勘案し、計画期間（令和6年度から令和15年度）の中で更新年度を設定している。

また、事後保全型管理を行う公園施設についても、特に劣化や損傷が懸念される施設については更新年度を設定している。

いずれの施設においても、それぞれの年度における予算の確保状況や各施設の劣化や損傷の進行状況により、更新年度が前後することが想定される。

また、総合判定がC・D判定となっても、計画期間内での更新対象としていない施設があるが、これは社会資本整備総合交付金の交付対象外の施設や都市公園所管課以外の他部局が所管する施設が主であり、後者については、当該施設所管課による計画的な更新がされるよう情報共有・連携を図る。（計画上は令和16年度以降の更新予定とするが、これは本計画に記載することで他部局所管施設であっても社会資本整備総合交付金を活用することを見込むものである。）

一方、計画期間内の更新対象としていない施設の中には、「秩父ミュージアムパークスポーツの森公園」の「屋外プール」があるが、プール内の各施設の主なものは設備の不備や老朽化等により総合判定がC、D判定となっており、本来であれば計画期間内で更新すべき施設である。

しかしながら、本計画において算定した施設の更新費用は高額であり、予算を確保することが非常に困難な状況であることから、廃止・他の施設への転用を含めた当該プールの今後の方向性を検討し、計画の見直しの段階で検討結果を反映するものとする。

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	4,464,534	千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	2,611,874	千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	1,852,660	千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	446,453	千円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回、長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は78,700千円であり、計画期間中、単年度当りの縮減額は7,870千円となる。

1 1. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔 2028 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

- 本計画の見直し時期は、指針案に示された5年に1回以上を目安に、計画中期となる2028年度（令和10年度）に見直しを予定する。
- 計画の見直しにあたっては、計画各年の実施状況の反映、既往計画の内容との乖離の是正を主な見直し事項とする。
- 計画対象公園における安全性と利便性の継続的な維持保全を図るため、長寿命化計画の策定期間は常に向こう10年間とするため、次回見直し年度翌年を起算年とする新規10年間の計画を策定する。
- 次回の見直しにおいては、延命化によるライフサイクルの縮減はもとより、公園の利用状況や利用者ニーズの変化等を考慮しつつ、公園機能の見直しに基づく施設の改良及び廃止・集約化に努め、維持管理コストのさらなる縮減を目指す。